

- 令和5年4月1日付け5生セ第0112007号
一部改正 令和5年4月25日付け5生セ第0120001号
一部改正 令和5年6月28日付け5生セ第0326002号
一部改正 令和5年12月7日付け5生セ第0905002号
一部改正 令和6年4月1日付け5生セ第1228001号

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査実施要領

第1 趣旨

オープンイノベーション研究・実用化推進事業（以下「本事業」という。）の応募課題の選考に当たっては、オープンイノベーション研究・実用化推進事業に係る運営管理委員会設置要領（令和5年4月1日付け4農会第879号農林水産技術会議事務局通知。以下「設置要領」という。）、基礎的委託研究事業実施規程（平成15年10月1日付け15規程第73号。以下「実施規程」という。）及び基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付け15規則第45号。以下「運営規則」という。）並びに本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 評議委員会

- 1 本事業の応募課題の選考に係る審査は、運営規則第1条で設置する基礎的委託研究評議委員会（以下「評議委員会」という。）において実施する。
- 2 評議委員会は、次の条件を満たす者のうち、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）の所長（以下「所長」という。）が、運営規則第6条第2項に基づき、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家により構成するものとする。
 - (1) 設置要領第2の農林水産省に設置される運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。
 - (2) 本事業に係る応募課題に関して十分な学識と審査能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
 - (3) その氏名、所属及び研究分野等の情報並びにその者が行う審査結果の内容の公表について、あらかじめ同意できる者であること。
- 3 評議委員会では、審査段階ごと（1次（書面）審査、2次（面接）審査）及び研究ステージごと（基礎研究ステージ、開発研究ステージ）に、それぞれ以下の委員により審査する。
 - (1) 1次（書面）審査の委員の構成
 - ア 基礎研究ステージ
応募課題ごとに、当該課題に係る研究分野の外部専門家で構成する。（科学的視点からの審査）

イ 開発研究ステージ

応募課題ごとに、当該課題に係る研究分野の外部専門家で構成する。（科学的視点からの審査

(2) 2次（面接）審査の委員の構成

ア 基礎研究ステージ

応募課題に係る研究分野だけでなく、多様な分野の専門家を含む外部専門家で構成する。

イ 開発研究ステージ

応募課題に係る研究分野だけでなく、多様な分野の専門家を含む外部専門家で構成する。

- 4 公正かつ中立な審査を行う観点から、運営規則第6条第6項により、委員は、その任期中は、本事業へ応募（研究分担者としての参加を含む。）することができない。
- 5 公正かつ中立な審査を行う観点から、審査対象となる応募課題と利害関係を有する委員は、当該課題の審査には参加できない。なお、利害関係を有する委員とは、当該委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。
- （1）当該課題の提案書において研究に関与している場合。
 - （2）当該課題の提案書における研究担当者と、同一の研究機関（民間企業、大学、国立研究開発法人等）において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
 - （3）当該課題の提案書における研究担当者と親族関係にある場合。
 - （4）当該課題の提案書における研究担当者と直接的な競争関係にある場合。
 - （5）当該課題の提案書における研究担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
 - （6）当該課題の提案書における研究担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
 - （7）その他、所長が、公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。
- 6 審査対象となる応募課題と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに、必ず所長にその旨を通知するものとする。
- 7 評議委員会は、委員の中から互選された委員長が、生研支援センター及び農林水産省農林水産技術会議事務局の補佐を得て、これを主宰する。
委員長は、審査に参加できない場合は、委員の中から委員長代理を指名し、その職務を代理させる。
- 8 委員は、審査により知り得た情報について、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法

- 1 審査は、1次（書面）審査及び2次（面接）審査の2段階で行う。
- 2 1次（書面）審査については、以下のとおりとする。
 - (1) 第2の3（1）に定める委員は、提案書を基に、下記アからカの審査基準に基づき、応募課題の審査を行う。
 - ア 基礎研究ステージ（基礎重要政策タイプ）：別紙1に定める審査基準
 - イ 基礎研究ステージ（研究シーズ創出タイプ）：別紙2に定める審査基準
 - ウ 基礎研究ステージ（チャレンジタイプ）：別紙3に定める審査基準
 - エ 基礎研究ステージ（若手研究者応援タイプ）：別紙4に定める審査基準
 - オ 開発研究ステージ（開発重要政策タイプ）：別紙5に定める審査基準
 - カ 開発研究ステージ（実用化タイプ・現場課題解決タイプ）：別紙6に定める審査基準
 - (2) 委員は、応募課題ごとに採点を行い、審査基準の審査項目ごとの各委員の平均点（科学的ポイント）に加点ポイント（応募課題の条件に基づく加点）を加えた合計点を当該課題の評価点とする。ただし、基礎研究ステージのチャレンジタイプは、各委員の平均点（科学的ポイント）を当該課題の評価点とする。
 - (3) 所長は、実施規程第7条第3項の規定に基づき、1次（書面）審査の結果を運営管理委員会に諮るものとする。
- 3 2次（面接）審査については、以下のとおりとする。
 - (1) 所長は、設置要領第3の5に基づき、運営管理委員会から2次（面接）審査対象課題（以下「審査課題」という。）の通知があったときは、この課題を対象に2次（面接）審査を行うものとする。
 - (2) 審査に当たっては、応募者が、委員に対して審査課題の説明を行う。
 - (3) 審査は、第2の3（2）に定める研究ステージごとの委員により行う。なお、第2の6などにより審査課題の審査に加わらない委員を除き、全委員の過半を超える委員が出席するものとする。

また、所長又は委員長が必要と認めた場合は、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。
 - (4) 委員は、提案書及び（2）の説明を基に、下記アからカの審査基準に基づき、審査課題の審査を行う。
 - ア 基礎研究ステージ（基礎重要政策タイプ）：別紙7に定める審査基準
 - イ 基礎研究ステージ（研究シーズ創出タイプ）：別紙8に定める審査基準
 - ウ 基礎研究ステージ（チャレンジタイプ）：別紙9に定める審査基準
 - エ 基礎研究ステージ（若手研究者応援タイプ）：別紙10に定める審査基準

- オ 開発研究ステージ（開発重要政策タイプ）：別紙 1 1 に定める審査基準
- カ 開発研究ステージ（実用化タイプ・現場課題解決タイプ）：別紙 1 2 に定める審査基準

- (5) 委員は、審査課題ごとに採点を行い、審査基準の審査項目ごとの各委員の平均点（科学的ポイント）に、行政加点ポイント（審査課題に対応する農林水産省担当部局による行政的視点からの加点）を加えた合計点を当該課題の評価点とする。ただし、基礎研究ステージのチャレンジタイプは、各委員の平均点（科学的ポイント）を当該課題の評価点とする。
- (6) 審査に際して、委員長は、各審査課題の審査結果について委員と意見交換を行い、各委員の審査結果や審査の基となった判断の理由等を確認できるものとする。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なる場合は、委員長は、当該審査結果に係る委員から、その審査の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。
- (7) 委員長は、(6) で行った確認の結果、審査結果に係る委員の意見の相違が大きいと判断したときは、当該課題の評価点として、その外れ値を除いた委員の審査結果の平均を採用することができる。
- (8) 複数の審査課題が同一の評価点となった場合、委員による審議の上、当該課題の優先度を決定し、より優先度の高い審査課題を上位の順位とする。ただし、賛否が同数であるなど審議で議決できない場合は、委員長が順位を決定する。
- (9) 委員長は、2次（面接）審査の結果を所長に報告する。
また、審査時の意見交換において、応募者が課題提案書に基づき本事業を実施すると仮定した場合、その実施に当たり留意すべき事項が提起された場合は、委員長は、当該事項を併せて所長に報告するものとする。

第4 緊急対応を要する研究課題に係る審査

オープンイノベーション研究・実用化推進事業実施要領Ⅱの2（2）の4）に定める緊急対応を要する研究課題に係る審査については、別紙 1 3 に定める審査基準に基づき、開発研究ステージの委員（応募課題に係る研究分野の外部専門家）が実施し、審査基準の審査項目ごとの各委員の平均点（科学的ポイント）に、行政加点ポイント（審査課題に対応する農林水産省担当部局による行政的視点からの加点）を加えた合計点を当該課題の評価点とする。なお、緊急性に鑑み、必要に応じて2次（面接）審査を省略することができるものとする。

第5 次の研究ステージ等への移行に係る審査

オープンイノベーション研究・実用化推進事業実施要領Ⅱの2（3）及びイノベーション創出強化研究推進事業実施要領Ⅱの2（4）に定めるシームレスな研究ステージ等の移行に係る審査については、以下のとおりとする。

- 1 研究課題のステージ移行に係る審査結果については、「オープンイノベーション

研究・実用化推進事業」等評価実施要領（令和5年9月12日付け5生セ第0608001号。以下「評価要領」という。）第3の4（7）又は第4の4（7）の終了時評価の結果がA評価であった研究課題における移行評価の結果をもってこれとみなすものとする。

- 2 移行課題として採択されなかった研究課題のうち、評価要領第3の4（7）又は第4の4（7）の終了時評価がA評価であった課題については、研究終了年度の翌年度の応募課題の選考に当たり、第3の2の1次（書面）審査を免除し、設置要領第3の5に基づく運営管理委員会からの通知に基づき、2次（面接）審査対象とすることができる。

第6 委託予定先の決定等

- 1 所長は、実施規程第7条第3項の規定に基づき、第3の3（9）の審査結果を運営管理委員会に諮るものとする。
- 2 所長は、設置要領第3の5に基づき、運営管理委員会から各研究ステージの採択課題の決定に係る通知があったときは、当該採択課題に係る試験研究を実施する研究機関（研究グループにあつては代表機関をいう。）を委託予定先として決定する。なお、採択結果は、応募者に通知するとともに、委託予定先も含めて生研支援センターのウェブサイトにおいて公表する。
- 3 最終的に、いずれの応募課題も採択されなかった場合は、委員長は、本事業及び課題提案書の設計並びに公募方法等に対する委員の意見をとりまとめ、所長に報告するものとする。

第7 その他

評議委員会の運営など上記に定めのない事項は、必要に応じて委員長が委員に諮り決定する。

附 則

この規則は、オープンイノベーション研究・実用化推進事業に係る運営管理委員会設置要領の施行日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月25日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年12月7日から施行する。

附 則

「イノベーション創出強化研究推進事業」審査実施要領（平成30年5月28日付け30生セ第0222003号）は廃止する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（基礎重要政策タイプ） 1次（書面）審査基準

【科学的ポイント90点】 + 【加点ポイント10点】 = 100点満点

【項目 1：科学的ポイント】（90点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 （配点：20点）	現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。 また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。	A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う
目標の明確性・達成可能性 （配点：20点）	目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。 また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。	A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 （配点：10点）	研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確か。	A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性（配点：10点）	研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものか。	A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う
研究計画の妥当性 （配点：20点）	年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。 費用対効果の面から研究コストは適切な水準か。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。	A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点） の5段階で評価を行う
研究実施体制の適切性 （配点：10点）	社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。 また、研究統括者や研究分担者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。	A：適切（10点） B：概ね適切（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：適切でない（2点） の5段階で評価を行う

【加点ポイント】（10点）

加点方法：加点ポイント1 + 2 + 3 + 4の合計の最大が10点

【加点ポイント1：「知」の集積と活用場等による取組】

いずれかに該当する場合は、加点を行う。（2項目間の重複加点は行わない）（最大10点）

加点の視点	基準
<p>●「知」の集積と活用場からの提案</p> <p>応募時まで、「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームが設立されており、かつ、研究グループの構成員全員が、同一の研究開発プラットフォームに参画している課題である場合。</p> <p>当該プラットフォームのプロデューサーが研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動との連携について承認している場合、当該プラットフォームについて、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った以下の活動状況に応じて加点する。</p> <p>（1）「知」の集積と活用場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況</p> <p>（2）研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：10点（高い）</p> <p>B：8点（やや高い）</p> <p>C：6点（標準的である）</p> <p>D：4点（やや低い）</p> <p>E：2点（低い）</p> <p>の5段階で加点する。</p>
<p>●「研究ネットワーク」からの提案</p> <p>平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案であること。</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント2：若手研究者からの提案】該当する場合は、加点を行う。（5点）

加点の視点	基準
<p>●若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが研究実施初年度の4月1日時点において、以下（1）（2）のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>（1）博士の学位を取得後8年未満の研究者（博士号の学位を取得見込みの者及び学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を提案書に記載し、その期間を差し引くと、博士の学位取得後8年未満となる者を含む。）</p> <p>（2）39歳以下の研究者（42歳以下の研究者であって、産前・産後の休暇、育児休業の期間を提案書に記載し、その期間を差し引くと、39歳以下となる者を含む。）</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント3：「みどり法認定者の参画又は輸出事業計画認定者の参画」】

以下の施策・計画等に該当する項目がある場合は、加点を行う（最大2点）。

※重複して該当する場合でも、加点の上限は2点とし、重複加点は行わない。

加点の視点	基準
<p>●みどり法認定者が参画している課題 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）に基づき、基盤確立事業実施計画、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者が、研究グループに参画していること。</p>	<p>該当する場合は、2点を加点する。</p>
<p>●認定輸出事業者が参画している課題 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号、令和2年4月1日施行）に基づき、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者として、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣から認定を受けた者が、研究グループに参画していること。</p>	<p>該当する場合は、2点を加点する。</p>

【加点ポイント4：「政策の推進上、重点を置く課題（重点課題）」】

以下の施策・計画等に該当する項目がある場合は、加点を行う（最大1点）。

※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。

加点の視点	基準
<p>・「各種施策を促進するための措置」 (1)～(7)のいずれかに該当する提案</p> <p>(1) 「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する研究課題</p> <p>(2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(4) 地域再生法（平成17年法律第24号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題</p> <p>(5) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成26年6月6日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係るMOC（Memorandum of Cooperation：協力覚書）やWorkplan（研究計画）に基づく研究課題</p> <p>(6) 総合特別区域計画法（平成23年法律第81号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題</p> <p>(7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合」に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題</p>	<p>該当する場合は、1点を加点する。 ※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。</p>

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（研究シーズ創出タイプ） 1次（書面）審査基準
 【科学的ポイント90点】 + 【加点ポイント10点】 = 100点満点

【項目1：科学的ポイント】（90点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 （配点：20点）	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 （配点：20点）	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 （配点：10点）	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確であるか。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 （配点：10点）	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであるか。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 （配点：20点）	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的かつ実現可能であるか。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準か。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点） の5段階で評価を行う</p>

<p>研究実施体制の適切性 (配点：10点)</p>	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。 また、研究統括者や研究分担者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。</p>	<p>A：適切（10点） B：概ね適切（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：適切でない（2点） の5段階で評価を行う</p>
--------------------------------	--	--

【加点ポイント合計：10点】

加点方法：加点ポイント1 + 2 + 3の合計の最大が10点

【加点ポイント1：「知」の集積と活用場等による取組】

いずれかに該当する場合は、加点を行う。（2項目間の重複加点は行わない）（最大10点）

加点の視点	基準
<p>●「知」の集積と活用場からの提案 応募時まで、「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームが設立されており、かつ、研究グループの構成員全員が、同一の研究開発プラットフォームに参画している課題である場合。</p> <p>当該プラットフォームのプロデューサーが研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動との連携について承認している場合、当該プラットフォームについて、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った以下の活動状況に応じて加点する。 (1) 「知」の集積と活用場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：10点（高い） B：8点（やや高い） C：6点（標準的である） D：4点（やや低い） E：2点（低い） の5段階で加点する。</p>
<p>●「研究ネットワーク」からの提案 平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案であること。</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント2：若手研究者からの提案】該当する場合は、加点を行う。（5点）

加点の視点	基準
<p>●若手研究者からの提案 研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが研究実施初年度の4月1日時点において、以下(1)(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。 (1) 博士の学位を取得後8年未満の研究者（博士号の学位を取得見込みの者及び学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を提案書に記載し、その期間を差し引くと、博士の学位取得後8年未満となる者を含む。） (2) 39歳以下の研究者（42歳以下の研究者であって、産前・産後の休暇、育児休業の期間を提案書に記載し、その期間を差し引くと、39歳以下となる者を含む。）</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント3：「政策の推進上、重点を置く課題（重点課題）」】

以下の施策・計画等に該当する項目がある場合は、加点を行う（最大1点）。

※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。

加点の視点	基準
<p>・「各種施策を促進するための措置」 (1)～(7)のいずれかに該当する提案</p> <p>(1) 「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する研究課題</p> <p>(2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(4) 地域再生法（平成17年法律第24号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題</p> <p>(5) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成26年6月6日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係るMOC（Memorandum of Cooperation：協力覚書）やWorkplan（研究計画）に基づく研究課題</p> <p>(6) 総合特別区域計画法（平成23年法律第81号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題</p> <p>(7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合」に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題</p>	<p>該当する場合は、1点を加点する。 ※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。</p>

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（チャレンジタイプ） 1次（書面）審査基準

【科学的ポイント100点】＝100点満点

【項目1：科学的ポイント】（100点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 （配点：30点）	現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。 また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。	A：高い（30点） B：やや高い（24点） C：標準的である（18点） D：やや低い（12点） E：低い（6点） の5段階で評価を行う
目標の明確性・達成可能性 （配点：20点）	目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。 また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。	A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う
実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ （配点：30点）	技術シーズを基にした製品・サービスの実現により、農林水産業・食品産業に高いインパクトが期待できるか。	A：高い（30点） B：やや高い（24点） C：標準的である（18点） D：やや低い（12点） E：低い（6点） の5段階で評価を行う
研究計画の妥当性 （配点：20点）	費用対効果の面から研究コストは適切な水準か。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。	A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点） の5段階で評価を行う

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（若手研究者応援タイプ） 1次（書面）審査基準

【科学的ポイント95点】 + 【加点ポイント5点】 = 100点満点

【項目 1：科学的ポイント】（95点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 （配点：30点）	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（30点） B：やや高い（24点） C：標準的である（18点） D：やや低い（12点） E：低い（6点） の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 （配点：20点）	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ （配点：20点）	<p>技術シーズを基にした製品・サービスの実現により、農林水産業・食品産業に高いインパクトが期待できるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 （配点：20点）	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的かつ実現可能であるか。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準か。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点） の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制の適切性 （配点：5点）	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。</p> <p>また、研究統括者である若手研究者の統括能力や研究統括者及び研究分担者が持つ専門知識、これまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。</p>	<p>A：適切（5点） B：概ね適切（4点） C：一部見直しが必要（3点） D：見直しが必要（2点） E：適切でない（1点） の5段階で評価を行う</p>

【加点ポイント合計：5点】

【加点ポイント：研究分担者が若手の課題】該当する場合は、加点を行う。（5点）

加点の視点	基準
<p>●若手研究者からの提案 研究グループに参画する研究分担者の全てが研究実施初年度の4月1日時点において、以下（1）（2）のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>（1）博士の学位を取得後8年未満の研究者（博士号の学位を取得見込みの者及び学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を提案書に記載し、その期間を差し引くと、博士の学位取得後8年未満となる者を含む。）</p> <p>（2）39歳以下の研究者（42歳以下の研究者であって、産前・産後の休暇、育児休業の期間を提案書に記載し、その期間を差し引くと、39歳以下となる者を含む。）</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

開発研究ステージ（開発重要政策タイプ） 1次（書面）審査基準
 【科学的ポイント90点】 + 【加点ポイント10点】 = 100点満点

【項目1：科学的ポイント】（90点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 （配点：10点）	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（10点） B：やや高い（8点） C：標準的である（6点） D：やや低い（4点） E：低い（2点） の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 （配点：20点）	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 （配点：10点）	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確か。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 （配点：20点）	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確で定量的な目標が設定されているか。またその目標は実現可能なものか。</p>	<p>A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点） の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 （配点：20点）	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的かつ実現可能であるか。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準か。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点） の5段階で評価を行う</p>

<p>研究実施体制の適切性 (配点：10点)</p>	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。 また、研究統括者や研究分担者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。</p>	<p>A：適切（10点） B：概ね適切（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：適切でない（2点） の5段階で評価を行う</p>
--------------------------------	--	--

【加点ポイント】（10点）

加点方法：加点ポイント1 + 2 + 3 + 4の合計の最大が10点

【加点ポイント1：「知」の集積と活用場等による取組】

いずれかに該当する場合は、加点を行う。（2項目間の重複加点は行わない）（最大10点）

加点の視点	基準
<p>●「知」の集積と活用場からの提案 応募時まで、「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームが設立されており、かつ、研究グループの構成員全員が、同一の研究開発プラットフォームに参画している課題である場合。 当該プラットフォームのプロデューサーが研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動との連携について承認している場合、当該プラットフォームについて、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った以下の活動状況に応じて加点する。 (1) 「知」の集積と活用場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：10点（高い） B：8点（やや高い） C：6点（標準的である） D：4点（やや低い） E：2点（低い） の5段階で加点する。</p>
<p>●「研究ネットワーク」からの提案 平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案であること。</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント2：若手研究者からの提案】該当する場合は、加点を行う。（5点）

加点の視点	基準
<p>●若手研究者からの提案 研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが研究実施初年度の4月1日時点において、以下（1）（2）のいずれかの条件を満たす研究者であること。 (1) 博士の学位を取得後8年未満の研究者（博士号の学位を取得見込みの者及び学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を提案書に記載し、その期間を差し引くと、博士の学位取得後8年未満となる者を含む。） (2) 39歳以下の研究者（42歳以下の研究者であって、産前・産後の休暇、育児休業の期間を提案書に記載し、その期間を差し引くと、39歳以下となる者を含む。）</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント3：「みどり法認定者の参画又は輸出事業計画認定者の参画」】

以下の施策・計画等に該当する項目がある場合は、加点を行う（最大2点）。

※重複して該当する場合でも、加点の上限は2点とし、重複加点は行わない。

加点の視点	基準
<p>●みどり法認定者が参画している課題 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）に基づき、基盤確立事業実施計画、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者が、研究グループに参画していること。</p>	<p>該当する場合は、2点を加点する。</p>
<p>●認定輸出事業者が参画している課題 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号、令和2年4月1日施行）に基づき、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者として、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣から認定を受けた者が、研究グループに参画していること。</p>	<p>該当する場合は、2点を加点する。</p>

【加点ポイント4：「政策の推進上、重点を置く課題（重点課題）」】

以下の施策・計画等に該当する項目がある場合は、加点を行う（最大1点）。

※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。

加点の視点	基準
<p>・「各種施策を促進するための措置」 (1)～(7)のいずれかに該当する提案</p> <p>(1) 「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する研究課題</p> <p>(2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(4) 地域再生法（平成17年法律第24号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題</p> <p>(5) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成26年6月6日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係るMOC（Memorandum of Cooperation：協力覚書）やWorkplan（研究計画）に基づく研究課題</p> <p>(6) 総合特別区域計画法（平成23年法律第81号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題</p> <p>(7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合」に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題</p>	<p>該当する場合は、1点を加点する。 ※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。</p>

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」 審査基準

開発研究ステージ（実用化タイプ・現場課題解決タイプ）

1次（書面）審査基準

【科学的ポイント90点】 + 【加点ポイント10点】 = 100点満点

【項目 1：科学的ポイント】（90点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 （配点：10点）	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（10点） B：やや高い（8点） C：標準的である（6点） D：やや低い（4点） E：低い（2点） の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 （配点：20点）	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 （配点：10点）	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確か。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 （配点：20点）	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確で定量的な目標が設定されているか。またその目標は実現可能なものか。</p>	<p>A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点） の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 （配点：20点）	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的かつ実現可能であるか。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準か。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点） の5段階で評価を行う</p>

<p>研究実施体制の適切性 (配点：10点)</p>	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。 また、研究統括者や研究分担者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。</p>	<p>A：適切（10点） B：概ね適切（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：適切でない（2点） の5段階で評価を行う</p>
--------------------------------	--	--

【加点ポイント】（10点）

加点方法：加点ポイント1 + 2 + 3の合計の最大が10点

【加点ポイント1：「知」の集積と活用の中等による取組】

いずれかに該当する場合は、加点を行う。（2項目間の重複加点は行わない）（最大10点）

加点の視点	基準
<p>●「知」の集積と活用の中等からの提案 応募時までに、「知」の集積と活用の中等の研究開発プラットフォームが設立されており、かつ、研究グループの構成員全員が、同一の研究開発プラットフォームに参画している課題である場合。</p> <p>当該プラットフォームのプロデューサーが研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動との連携について承認している場合、当該プラットフォームについて、「知」の集積と活用の中等の趣旨に沿った以下の活動状況に応じて加点する。</p> <p>(1) 「知」の集積と活用の中等産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：10点（高い） B：8点（やや高い） C：6点（標準的である） D：4点（やや低い） E：2点（低い） の5段階で加点する。</p>
<p>●「研究ネットワーク」からの提案 平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案であること。</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント2：若手研究者からの提案】該当する場合は、加点を行う。（5点）

加点の視点	基準
<p>●若手研究者からの提案 研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが研究実施初年度の4月1日時点において、以下(1)(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>(1) 博士の学位を取得後8年未満の研究者（博士号の学位を取得見込みの者及び学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を提案書に記載し、その期間を差し引くと、博士の学位取得後8年未満となる者を含む。） (2) 39歳以下の研究者（42歳以下の研究者であって、産前・産後の休暇、育児休業の期間を提案書に記載し、その期間を差し引くと、39歳以下となる者を含む。）</p>	<p>該当する場合は、5点を加点する。</p>

【加点ポイント3：「政策の推進上、重点を置く課題（重点課題）」】

以下の施策・計画等に該当する項目がある場合は、加点を行う（最大1点）。

※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。

加点の視点	基準
<p>・「各種施策を促進するための措置」 (1)～(7)のいずれかに該当する提案</p> <p>(1) 「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する研究課題</p> <p>(2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(4) 地域再生法（平成17年法律第24号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題</p> <p>(5) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成26年6月6日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係るMOC（Memorandum of Cooperation：協力覚書）やWorkplan（研究計画）に基づく研究課題</p> <p>(6) 総合特別区域計画法（平成23年法律第81号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題</p> <p>(7) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合」に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題</p>	<p>該当する場合は、1点を加点する。 ※重複して該当する場合でも、加点の上限は1点とし、重複加点は行わない。</p>

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（基礎重要政策タイプ） 2次（面接）審査基準
 【科学的ポイント80点】 + 【行政加点ポイント20点】 = 100点満点

【項目1：科学的ポイント】（80点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 （配点：20点）	現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。 また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。	A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う
目標の明確性・達成可能性 （配点：20点）	目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。 また、研究終了時までに目標の達成が可能であるか。	A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 （配点：10点）	研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確であるか。	A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 （配点：10点）	研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであるか。	A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う
研究計画の妥当性 （配点：10点）	年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。 各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。 費用対効果の面から研究コストは適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。	A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う
研究実施体制の適切性 （配点：10点）	社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。 また、研究統括者や研究分担者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。	A：適切（10点） B：概ね適切（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：適切でない（2点） の5段階で評価を行う

【項目 2 : 行政加点ポイント】 (20点)

加点項目	加点の視点	基準
政策ニーズ (配点：12 点)	得られる研究成果は、政策上のニーズが高いものであるか。	A：高い（12点） B：やや高い（9点） C：標準的である（6点） の3段階で加点を行う
社会実装の有望性 (配点：8 点)	得られる研究成果は現場で利活用等が見込まれるか。	A：高い（8点） B：やや高い（6点） C：標準的である（4点） の3段階で加点を行う

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（研究シーズ創出タイプ） 2次（面接）審査基準
 【科学的ポイント90点】 + 【行政加点ポイント10点】 = 100点満点

【項目1：科学的ポイント】（90点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 （配点：20点）	現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。 また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。	A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う
目標の明確性・達成可能性 （配点：20点）	目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。 また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。	A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 （配点：10点）	研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確であるか。	A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 （配点：10点）	研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであるか。	A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う
研究計画の妥当性 （配点：20点）	年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。 各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。 費用対効果の面から研究コストは適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。	A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点） の5段階で評価を行う
研究実施体制の適切性 （配点：10点）	社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。 また、研究統括者や研究分担者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。	A：適切（10点） B：概ね適切（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：適切でない（2点） の5段階で評価を行う

【項目2：行政加点ポイント】（10点）

加点項目	加点の視点	基準
政策ニーズ （配点：6 点）	得られる研究成果は、政策上のニーズが高いものであるか。	A：高い（6点） B：やや高い（5点） C：標準的である（3点） の3段階で加点を行う
社会実装の有望性 （配点：4 点）	得られる研究成果は現場で利活用等が見込まれるか。	A：高い（4点） B：やや高い（3点） C：標準的である（2点） の3段階で加点を行う

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（チャレンジタイプ） 2次（面接）審査基準

【科学的ポイント100点】 = 100点満点

【項目 1：科学的ポイント】（100点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 （配点：30点）	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（30点） B：やや高い（24点） C：標準的である（18点） D：やや低い（12点） E：低い（6点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 （配点：20点）	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時までには目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ （配点：30点）	<p>技術シーズを基にした製品・サービスの実現により、農林水産業・食品産業に高いインパクトが期待できるか。</p>	<p>A：高い（30点） B：やや高い（24点） C：標準的である（18点） D：やや低い（12点） E：低い（6点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 （配点：20点）	<p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準か。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（若手研究者応援タイプ） 2次（面接）審査基準
 【科学的ポイント90点】 + 【行政加点ポイント10点】 = 100点満点

【項目1：科学的ポイント】（90点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 （配点：20点）	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 （配点：10点）	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（10点） B：やや高い（8点） C：標準的である（6点） D：やや低い（4点） E：低い（2点） の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ （配点：20点）	<p>技術シーズを基にした製品・サービスの実現により、農林水産業・食品産業に高いインパクトが期待できるか。</p>	<p>A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 （配点：20点）	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストは適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点） の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制の適切性 （配点：20点）	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。</p> <p>また、研究統括者である若手研究者の統括能力や研究統括者及び研究分担者が持つ専門知識やこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。</p>	<p>A：適切（20点） B：概ね適切（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：適切でない（4点） の5段階で評価を行う</p>

【項目2：行政加点ポイント】（10点）

加点項目	加点の視点	基準
政策ニーズ (配点：6 点)	得られる研究成果は、政策上のニーズが高いものであるか。	A：高い（6点） B：やや高い（5点） C：標準的である（3点） の3段階で加点を行う
社会実装の有 望性 (配点：4 点)	得られる研究成果は現場で利活用等が見込まれるか。	A：高い（4点） B：やや高い（3点） C：標準的である（2点） の3段階で加点を行う

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

開発研究ステージ（開発重要政策タイプ） 2次（面接）審査基準
 【科学的ポイント60点】 + 【行政加点ポイント40点】 = 100点満点

【項目 1：科学的ポイント 審査基準】（60点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 (配点10点)	現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。 また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。	A：高い（10点） B：やや高い（8点） C：標準的である（6点） D：やや低い（4点） E：低い（2点） の5段階で評価を行う
目標の明確性・達成可能性 (配点：10点)	目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。 また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。	A：高い（10点） B：やや高い（8点） C：標準的である（6点） D：やや低い（4点） E：低い（2点） の5段階で評価を行う
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 (配点：10点)	研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確であるか。	A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 (配点：10点)	研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確で定量的な目標が設定されているか。また、その目標は実現可能なものか。	A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う
研究計画の妥当性 (配点：10点)	年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。 各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。 費用対効果の面から研究コストは適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。	A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う
研究実施体制の適切性 (配点：10点)	社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。 また、研究統括者や研究分担者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。	A：適切（10点） B：概ね適切（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：適切でない（2点） の5段階で評価を行う

【項目2：行政加点ポイント】（40点）

加点項目	加点の視点	基準
政策ニーズ （配点：24 点）	得られる研究成果は、政策上のニーズが高いものであるか。	A：高い（24点） B：やや高い（18点） C：標準的である（12点） の3段階で加点を行う
社会実装の有望性 （配点：16 点）	得られる研究成果は現場で利活用等が見込まれるか。	A：高い（16点） B：やや高い（12点） C：標準的である（8点） の3段階で加点を行う

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」審査基準

開発研究ステージ（実用化タイプ・現場課題解決タイプ） 2次（面接）審査基準【科学的ポイント80点】 + 【行政加点ポイント20点】 = 100点満点

【項目 1：科学的ポイント】（80点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性 （配点10点）	現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。 また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。	A：高い（10点） B：やや高い（8点） C：標準的である（6点） D：やや低い（4点） E：低い（2点） の5段階で評価を行う
目標の明確性・達成可能性 （配点：20点）	目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。 また、研究終了時まで目標の達成が可能であるか。	A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性 （配点：10点）	研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップは具体的かつ明確であるか。	A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性 （配点：20点）	研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確で定量的な目標が設定されているか。また、その目標は実現可能なものか。	A：妥当（20点） B：概ね妥当（16点） C：一部見直しが必要（12点） D：見直しが必要（8点） E：妥当でない（4点） の5段階で評価を行う
研究計画の妥当性 （配点：10点）	年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。 各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。 費用対効果の面から研究コストは適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。	A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う
研究実施体制の適切性 （配点：10点）	社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。 また、研究統括者や研究分担者はこれまでの業績等から見た研究遂行能力が適切であるか。	A：適切（10点） B：概ね適切（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：適切でない（2点） の5段階で評価を行う

【項目2：行政加点ポイント】（20点）

加点項目	加点の視点	基準
政策ニーズ （配点：12 点）	得られる研究成果は、政策上のニーズが高いものであるか。	A：高い（12点） B：やや高い（9点） C：標準的である（6点） の3段階で加点を行う
社会実装の有望性 （配点：8 点）	得られる研究成果は現場で利活用等が見込まれるか。	A：高い（8点） B：やや高い（6点） C：標準的である（4点） の3段階で加点を行う

「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」
 開発研究ステージ（緊急対応研究課題） 審査基準
 【科学的ポイント60点】 + 【行政加点ポイント40点】 = 100点満点

【項目 1：科学的ポイント】（60点）

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性・緊急性 (配点：10点)	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があるか。</p> <p>技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であるか。</p> <p>また、緊急性の観点から必要性のある研究であるか。</p>	<p>A：高い（10点） B：やや高い（8点） C：標準的である（6点） D：やや低い（4点） E：低い（2点） の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性 (配点：10点)	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされているか。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であるか。</p>	<p>A：高い（10点） B：やや高い（8点） C：標準的である（6点） D：やや低い（4点） E：低い（2点） の5段階で評価を行う</p>
実用化に向けたロードマップの妥当性 (配点：10点)	<p>研究成果により想定される実用化のロードマップが具体的かつ明確であるか。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う</p>
生産現場等からの要望に対する普及計画の妥当性 (配点：10点)	<p>研究成果の生産現場等への普及計画が明確であり、実践的なものであるか。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性 (配点：10点)	<p>研究計画及び目標等は具体的で実現可能であるか。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当（10点） B：概ね妥当（8点） C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：妥当でない（2点） の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制 (配点：10点)	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行わ</p>	<p>A：適切（10点） B：概ね適切（8点）</p>

点)	れているか。 また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であるか。	C：一部見直しが必要（6点） D：見直しが必要（4点） E：適切でない（2点） の5段階で評価を行う
----	--	---

【項目2：行政加点ポイント】（40点）

加点項目	加点の視点	基準
行政的な必要性 （配点：20点）	行政的にみて、重要性、緊急性の観点から必要性があるか。	A：高い（20点） B：やや高い（16点） C：標準的である（12点） D：やや低い（8点） E：低い（4点） の5段階で評価を行う
生産現場等からの必要性 （配点：10点）	研究成果が農林水産・食品分野の生産現場、実需者等からのニーズがあるか。	A：高い（10点） B：やや高い（8点） C：標準的である（6点） D：やや低い（4点） E：低い（2点） の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献 （配点：10点）	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できるか。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されるか。	A：高い（10点） B：やや高い（8点） C：標準的である（6点） D：やや低い（4点） E：低い（2点） の5段階で評価を行う